

藤井寺市役所庁舎敷地内キッチンカー等出店にかかる許可条件

- ・ 出店の際、営業許可証を利用者が確認しやすい場所に掲示すること。
- ・ 原則として食品衛生責任者の資格を有するものが現場に常駐すること。
- ・ 出店者は、出店行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- ・ 発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- ・ 車両の自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを使用すること。
- ・ 車両を移動する際には、周囲の安全等を確認し、事故防止を徹底すること。
- ・ 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売やチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み及び大音量でのBGM等は禁止とする。
- ・ 出店後は必ず原状復旧を行うこと。床面等で汚れが発生した場合には清掃すること。汚れが予想される場合には、ブルーシート等で床養生を行うなどの対策をすること。
- ・ 庁舎（敷地内設備を含む。）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- ・ 出店者でゴミ箱を設置し、発生したゴミは当日に全て持ち帰ること。庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。
- ・ 敷地内は全面禁煙とする(加熱式たばこを含む)。
- ・ 許可区画以外の使用等は禁止とする。ただし、許可区画内であればふれあい広場内にベンチおよび幟等の設置は可とする。
- ・ 酒類及び藤井寺市が不適切と認めるものの販売は禁止とする。
- ・ キッチンカー及び付属物を設置する場合は、府道からの開口部をふさがないこと。また、点字ブロックから1 m以上空間を開けること。
- ・ 客列がふれあい広場北側歩道に並ばないようにすること。
- ・ 本事業と関係のない事項、政治的・宗教的な勧誘又は宣伝活動は禁止とする。
- ・ 庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。
- ・ この許可条件に定める他、関係法令を遵守すること。
- ・ 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒等の防止に万全を期すること。また、万一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において迅速に対応し、相応の補償を行うこと。かつその補償能力があること。